

10.市民8,000人アンケート結果

10.市民8,000人アンケート結果

「プラザちゅうたい敷地」を新庁舎整備地とする市の方針に対し、市民の皆様の意見を精度高く把握するために、無作為抽出した15歳以上の8,000人を対象にアンケートを実施しました。

対象	住民基本台帳から無作為抽出された市内在住の15歳以上の市民8,000人
調査方法	郵送配布 郵送回答またはWeb回答
実施期間	令和7年10月10日～10月30日
主な調査項目	①新庁舎の整備地について ・「プラザちゅうたい敷地」を新庁舎の整備地とする市の方針について

令和7年度
新庁舎整備地に関する市民アンケート
結果報告書

令和7年11月

目 次

【1】 調査の概要	1
1 調査の概要	1
1-1 調査の目的	1
1-2 調査の設計	1
1-3 回収結果	1
1-4 報告書の見方	1
【2】 市民アンケートの調査結果	2
1 回答者の属性	2
1-1 年齢	2
1-2 居住地区	2
2 新庁舎の整備地について	3
2-1 『プラザちゅうたい敷地』に対する考え方	3
2-2 「反対」の場合の整備地(問 2-1 で「反対」を選択した方のみ回答)	5

【1】調査の概要

1 調査の概要

1-1 調査の目的

現在、美濃加茂市では市民の皆様の声を確認しながら新庁舎の整備を進めていますが、市議会では、令和7年第1回定例会において、市の方針を踏まえた「美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について」に対し、議員16名中賛成8名、反対6名、退席2名の結果により否決されました。出席議員の半数の賛成はあるものの、議決に必要な出席議員の3分の2の賛成数に達していない状況です。

従いまして、今回のアンケートは『プラザちゅうたい敷地』を新庁舎整備地とする市の方針に対し、市民の皆様の意見を精度高く把握するために、無作為抽出した15歳以上の8,000人を対象に実施したものです。

1-2 調査の設計

この調査は、以下の設計で実施しました。

調査地域	美濃加茂市全域
調査対象	美濃加茂市在住の満15歳以上の人
標本サイズ	8,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布 郵送回収またはWeb回答
調査期間	令和7年10月10日～10月30日

1-3 回収結果

調査種別	配布数	回収数(回収率)
市民アンケート	8,000(100.0%)	4,078(50.98%)

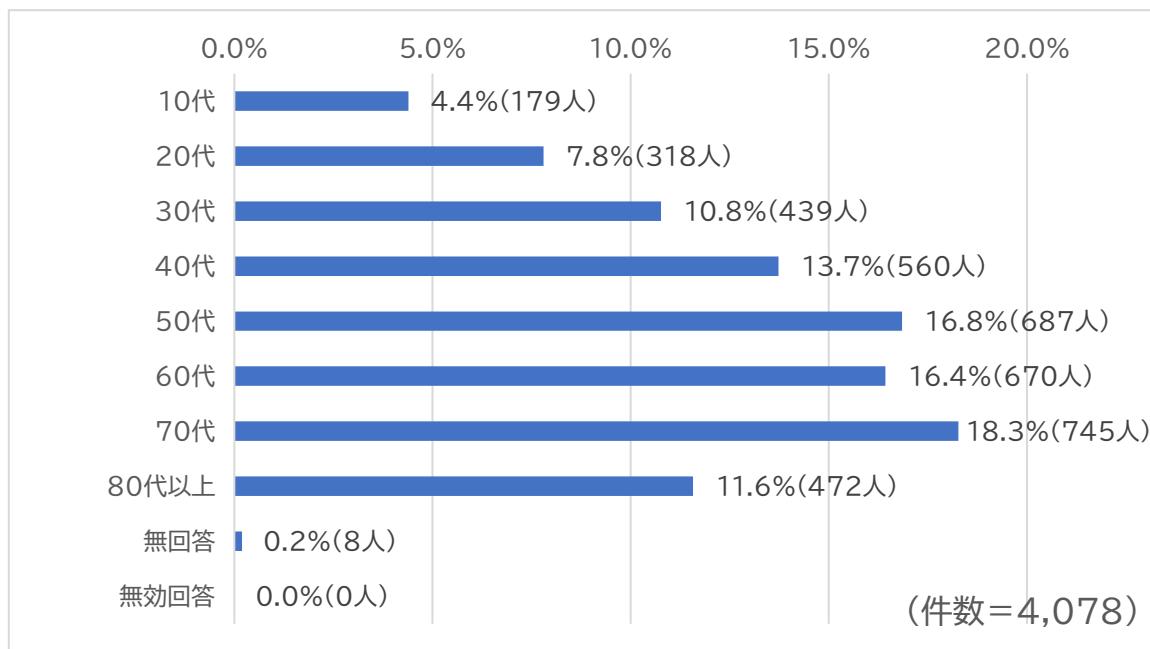
1-4 報告書の見方

- (1) 指定の回答数を超える回答については無効回答として集計しています。
- (2) 問2-2は問2-1で「2.反対」を選択した場合のみ集計しています。
- (3) 比率を求める際の基準は回答件数(件数として掲載)としています。比率は、件数を100%として算出しています。
- (4) 比率は全て%で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため比率の合計が100.0%にならないことがあります。
- (5) 本報告書中の表、グラフ及び文章における回答選択肢は、本来の意味を損なわない程度に一部を省略して掲載している場合があります。
- (6) 問3.新庁舎整備事業に関するご意見(自由記述)については、今後の市の方針形成に活用させていただきます。

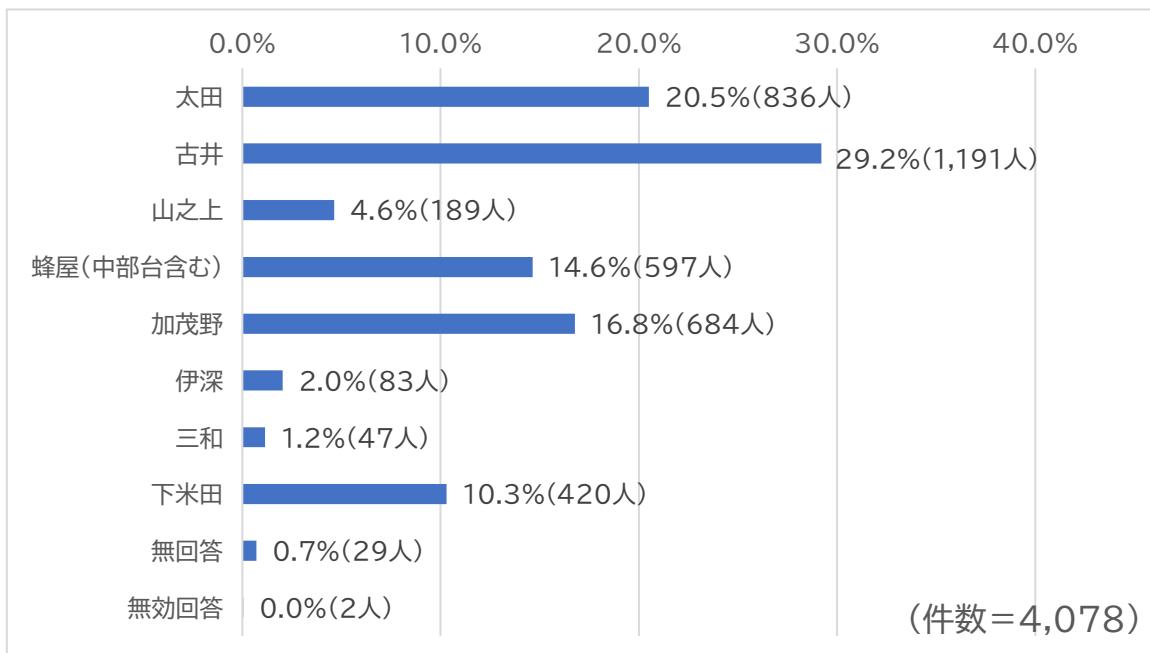
【2】市民アンケートの調査結果

1 回答者の属性

1-1 年齢



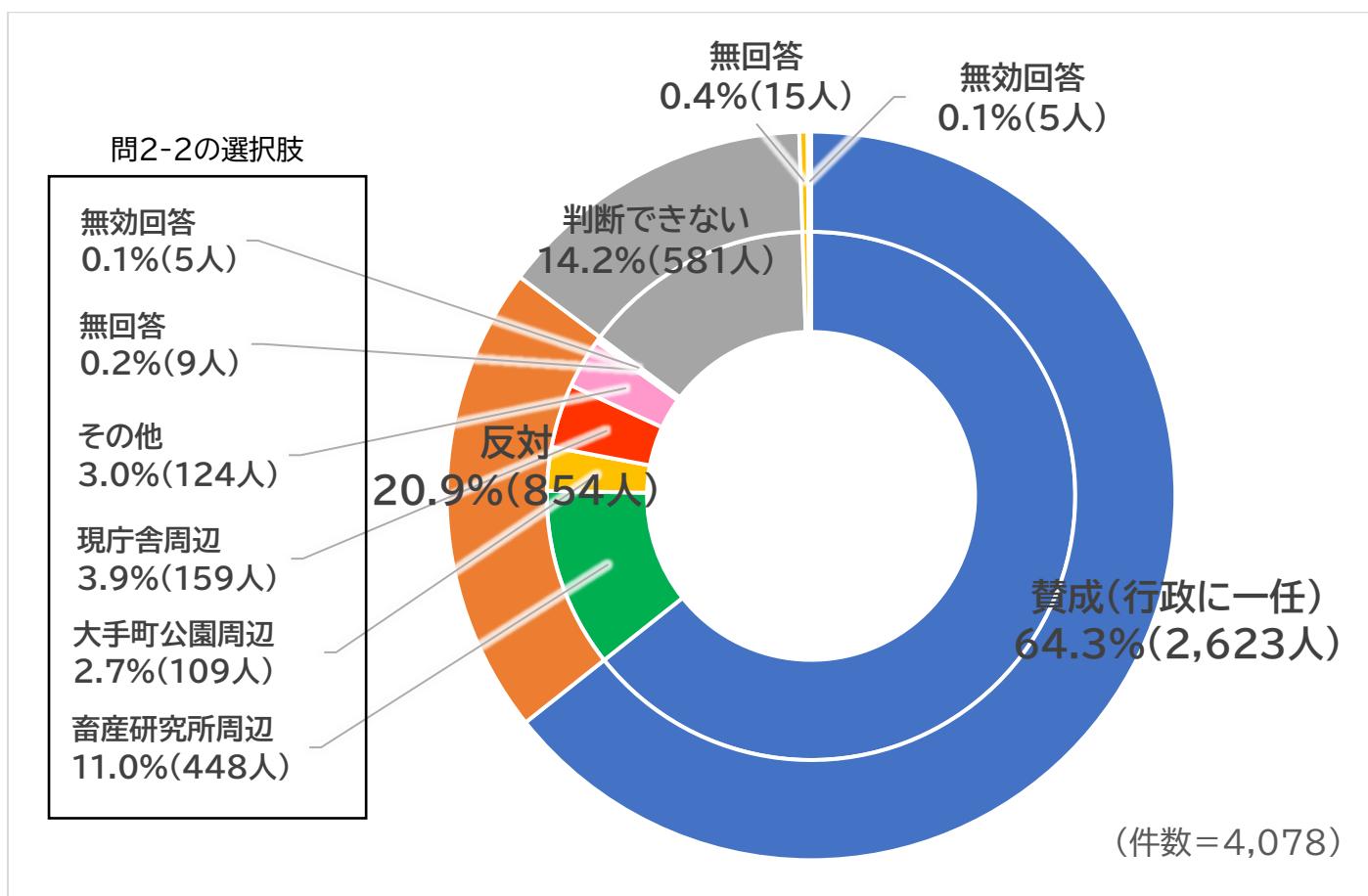
1-2 居住地区



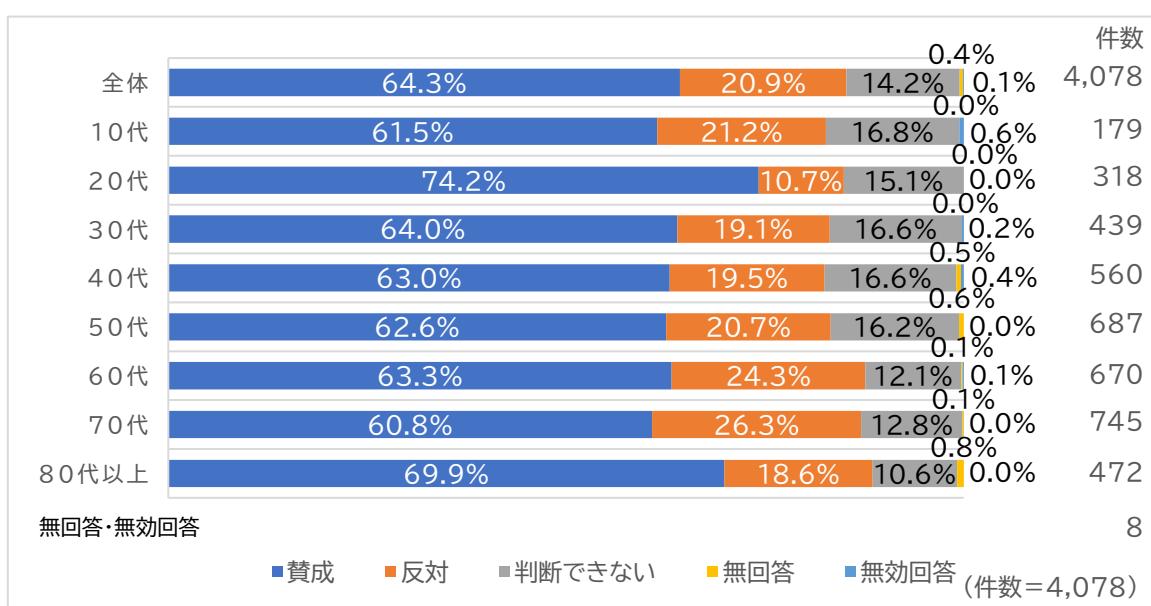
2 新庁舎の整備地について

2-1 『プラザちゅうたい敷地』に対する考え方

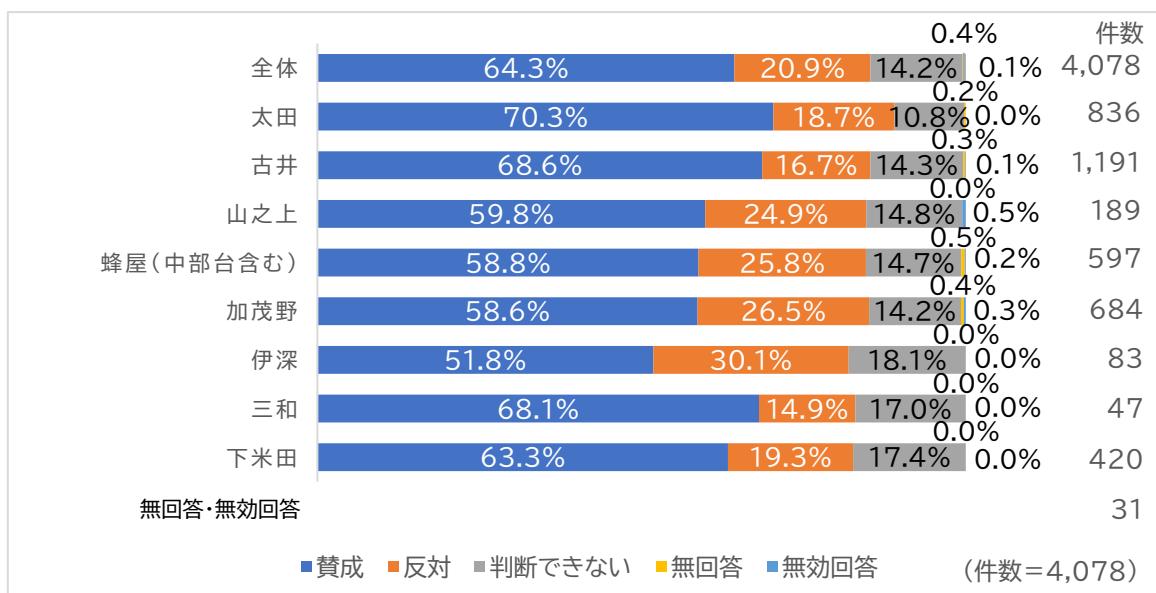
問 2-1 『プラザちゅうたい敷地』を新庁舎の整備地とすることについて、あなたの考えを次の選択肢から選んでください。(あてはまる項目1つに○)



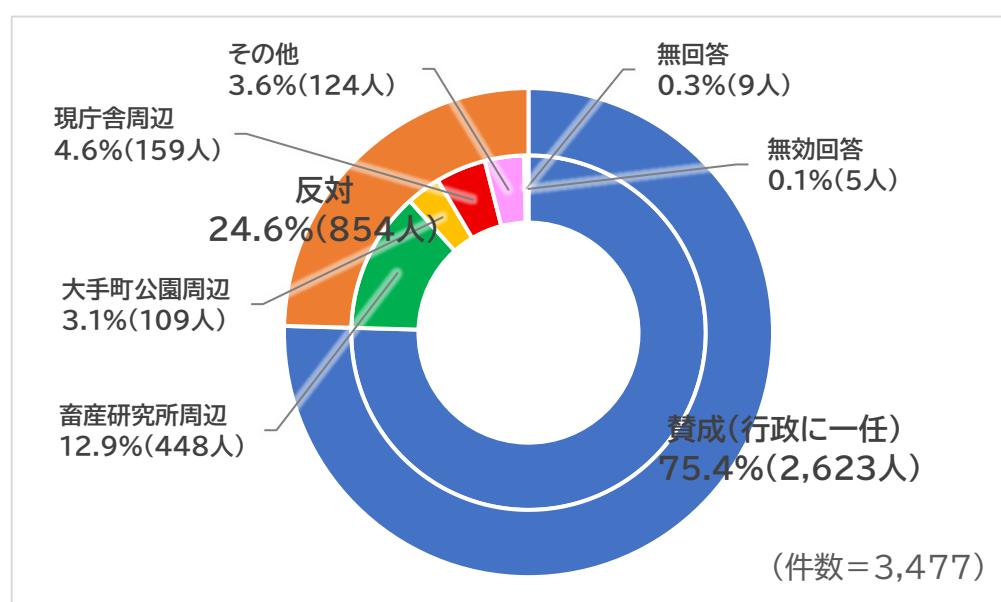
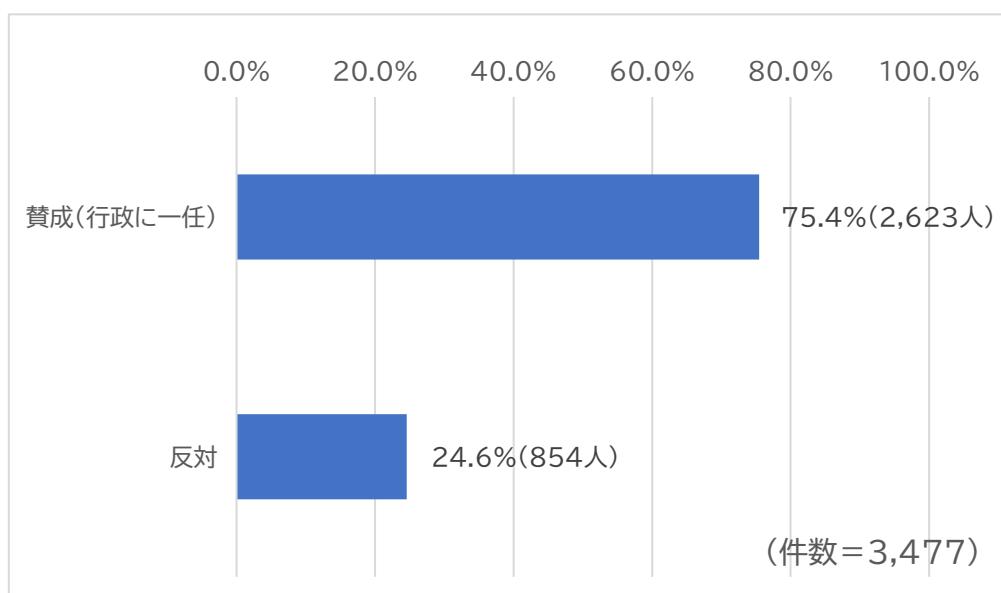
【年代別】



【居住地区別】

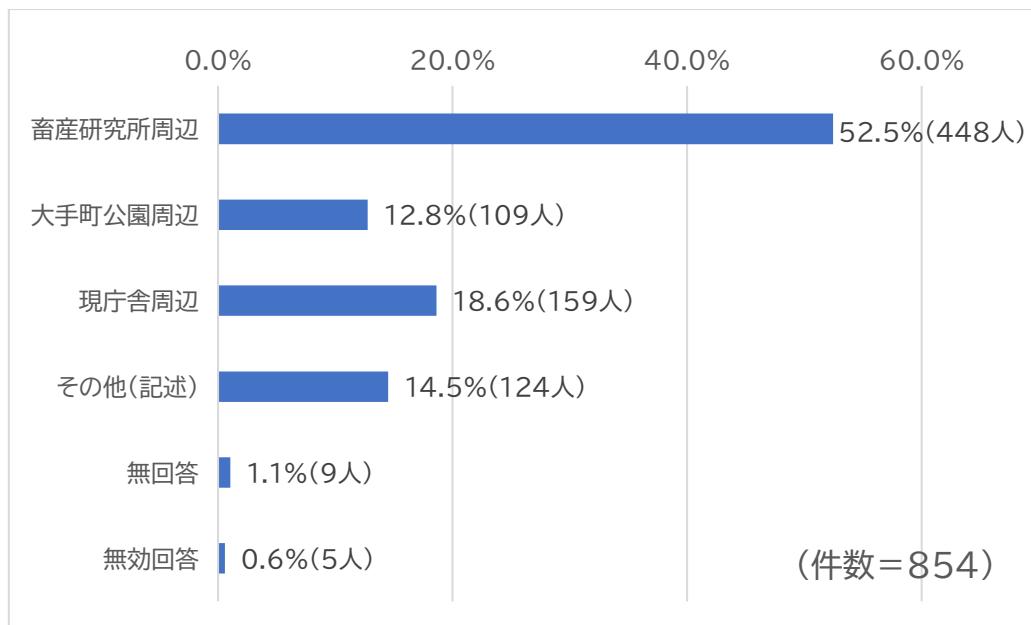


【賛成・反対のみ】



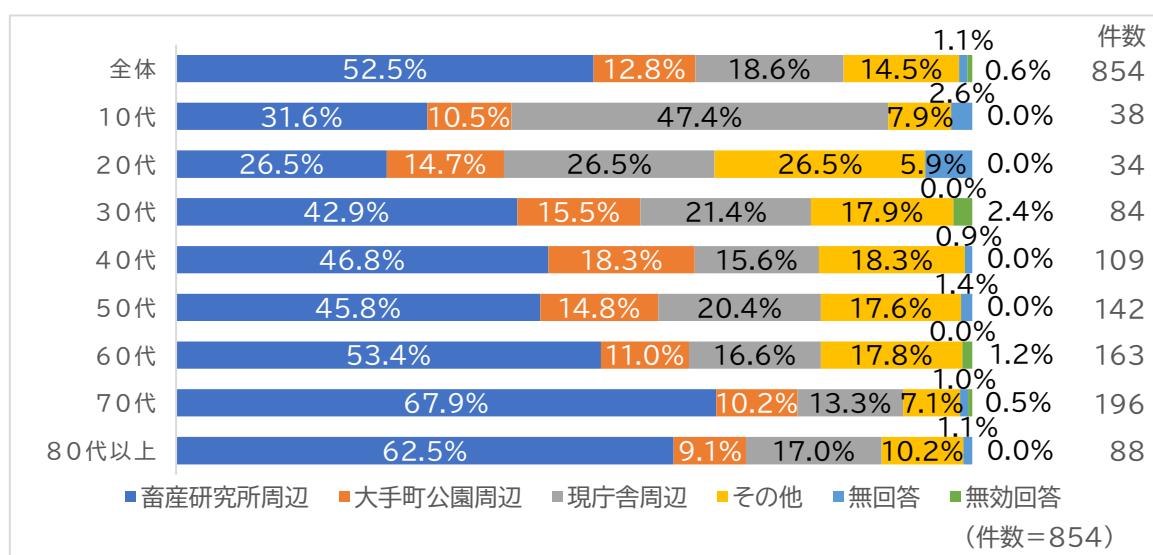
2-2 「反対」の場合の整備地（問2-1で「反対」を選択した方のみ回答）

問 2-2 問2-1で「反対」を選択した方におたずねします。あなたが考える新庁舎の整備地を選んでください。
(あてはまる項目1つに○)

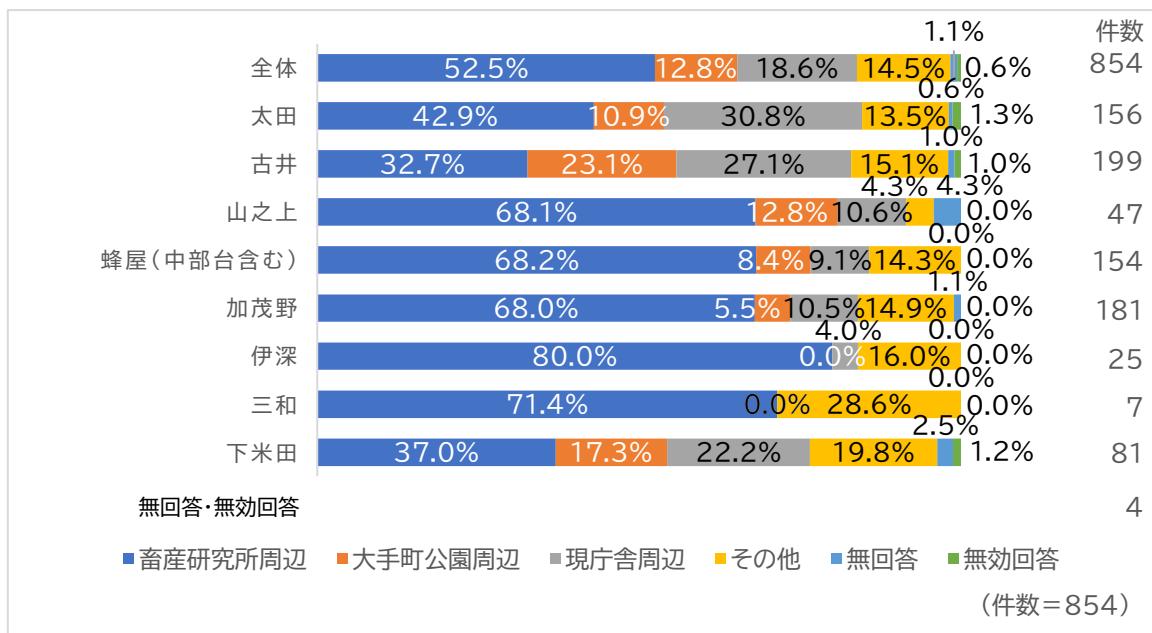


※問 2-1 で「プラザちゅうたい敷地」に賛成(行政に一任)を選択した人数 = 2,623 人

【年代別】



【居住地区別】



—あなたの声が未来を創る—

新庁舎整備地に関するアンケート調査

日頃より、美濃加茂市の行政運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、美濃加茂市では市民の皆様の声を確認しながら新庁舎の整備を進めていますが、市議会では、市の方針を踏まえた美濃加茂市役所の位置を定める条例に対し、議員16名中賛成8名、反対6名、退席2名の結果により否決されました。半数の議員の賛成はあるものの、議決に必要な11名（議員の3分の2）に達していない状況です。

従いまして、今回のアンケートは『プラザちゅうたい敷地』を新庁舎整備地とする市の方針に対するご意見について、市民の皆様の意見を精度高く把握するために、無作為抽出した15歳以上の8,000人を対象に実施するものです。

このアンケートの結果を新庁舎整備地決定の方針形成に活用させていただきたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

回答期限 10月30日（木）必着

令和7年10月

美濃加茂市

【同封した資料について】

- ・みんなの新庁舎 かわらばん vol. 6

アンケートのご回答をお願いする方は、本市在住の15歳以上の市民の中から無作為に抽出しております。

現在までの新庁舎整備事業における取組みについては添付資料または新庁舎整備ポータルサイト「みんなの新庁舎」をご確認ください。

ポータルサイト二次元コード



――【記入上の注意】――

- ◎アンケート回答票に記載の数字（回答者番号）は二重回答を防止するために割り振られたものであり、個人を特定するものではありません。
- ◎回答は、封筒のあて名のご本人のお考えでご記入ください。何らかのご事情によりご本人が記入できない場合には、家族の方などが代筆してください。
- ◎回答できる数を指定させていただいております。必ず、指定の数を守ってお答えください。（指定数を超える回答をされた場合、その回答は無効扱いとなります。）
- ◎回答は、同封のアンケート回答票へのご記入、またはWEBフォームよりお願いいたします。
- ◎アンケート回答票にてご回答いただく場合は、同封の返信用封筒にて郵便ポストへご投函ください。
切手は不要です。（下記窓口にお持ちいただくことも可能です。）
※本アンケート調査は、美濃加茂市が株式会社ティコクに委託して実施しています。
- ◎WEBフォームにてご回答いただく場合は、アンケート回答票に記載のURLまたは二次元コードよりアクセスいただき、ご回答をお願いいたします。

【窓口・お問い合わせ先】

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1

美濃加茂市役所 総務部新庁舎整備推進課

TEL: 0574-25-2111 (内線246) FAX: 0574-25-3917 E-mail: shinchosha@city.minokamo.lg.jp

問合せ時間: 8:45~16:45 (土・日・祝日を除く)

アンケート回答票

回答者番号: [REDACTED]

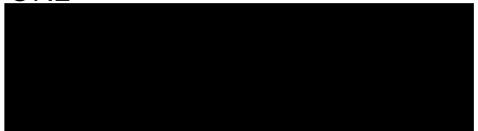
問1．あなたご自身のことについておたずねします。

(1) 年齢（あてはまる項目1つに○）

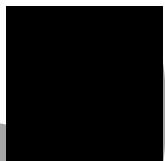
1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代
5. 50代 6. 60代 7. 70代 8. 80代以上

WEB回答はコチラから▼

URL:



WEB回答二次元コード



※WEB回答用のURLおよび二次元コードは二重回答を防止するため、回答者ごとに付与されています。必ず上に記載のURLもしくは二次元コードからご回答ください。

(2) お住まいの地区（あてはまる項目1つに○）

1. 太田 2. 古井 3. 山之上 4. 蜂屋（中部台含む）
5. 加茂野 6. 伊深 7. 三和 8. 下米田

問2-1．新庁舎の整備地についておたずねします。

(1)『プラザちゅうたい敷地』を新庁舎の整備地とすることについて、あなたの考えを次の選択肢から選んでください。（あてはまる項目1つに○）

- 1.賛成（行政に一任） 2.反対 3.判断できない



問2-2．問2-1で「反対」を選択した方におたずねします。

(1)あなたが考える新庁舎の整備地を選んでください。（あてはまる項目1つに○）▲各候補地の情報（かわらばんvol.5）はこちらから

- 1.畜産研究所周辺 2.大手町公園周辺 3.現庁舎周辺 4.その他（ ）

問3．新庁舎整備事業に関するご意見についてお聞かせください。

（自由記述）

～アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。～

お手数ですが、この回答票を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函して下さい（期限：10月30日必着）
なお、本アンケートの結果は新庁舎整備ポータルサイト「みんなの新庁舎」及び、市ホームページで公表します。



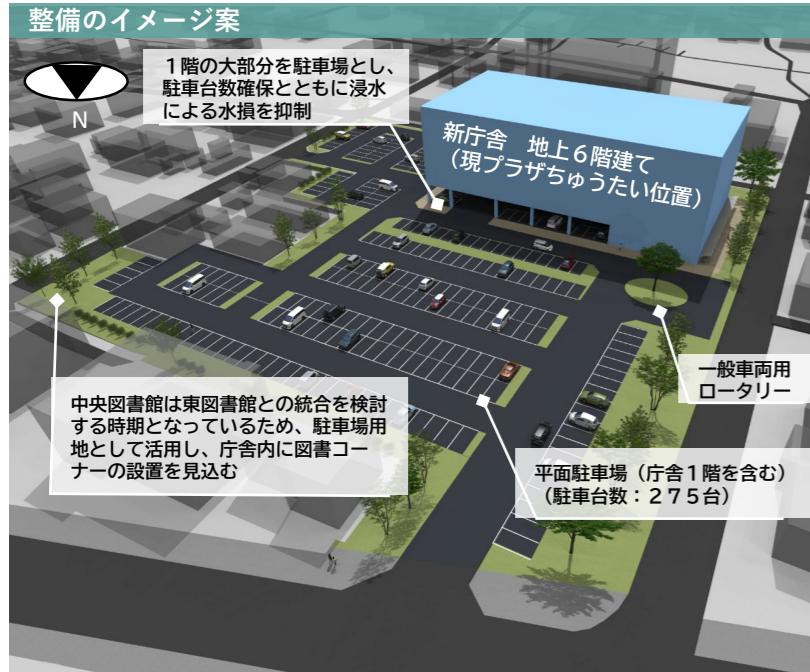
新庁舎整備地を現在のプラザちゅうたいの位置とする市の方針を決定！

美濃加茂市は新庁舎の整備地を現在の「プラザちゅうたい」の位置とする市の方針を決定しました。なお、庁舎の位置は条例で定める必要があり、「美濃加茂市役所の位置を定める条例」の改正により、正式決定となります。条例の改正案は令和7年3月19日に市議会定例会で否決されました。

本号では市の方針決定の経緯や理由、市民の皆さんとの疑問点についてご説明します。

市の方針決定の経緯

令和5年度を通じ、市民ワークショップや市民アンケートを経て、新庁舎整備における4つの候補地を選定しました。令和6年度には、4つの候補地における新庁舎整備の可能性調査を行った上で、タウンミーティングによる市民の皆さんからのご意見や市職員の声を確認し、新庁舎整備に関する方針を決定しました。



新庁舎 施設規模(想定)

敷地面積	約13,000m ² (図書館敷地含む)
延べ面積	約11,400m ²
庁舎	約9,900m ²
1階駐車場・駐輪場	約1,500m ²
階 数	地上6階
高 さ	約25m
駐車台数(必要台数 567台)	
敷地内駐車場	275台
敷地外駐車場 (半径500m圏内)	292台 (追加借地なし)
※分庁舎は解体し、新庁舎用の敷地外駐車場として活用する。(駐車可能台数80台)	

プラザちゅうたいに
方針決定！

市の方針決定の理由

新庁舎のコンセプトとの整合性、および体育館移転のメリットから、新庁舎の整備地を現在の「プラザちゅうたい」の位置とする市の方針を決定しました。体育館は前平公園(前平プール跡地又は畜産研究所敷地を想定)に移転し、総合公園としての機能を強化します。

新庁舎のコンセプト

市民の安心な暮らしを守る

- “新庁舎”の防災拠点に加え、浸水の恐れがある場合には、事前に高台の“文化の森”に本部機能を移設し、災害に対して柔軟に対応します。
- 体育館を前平公園に移転することで、より安全かつ浸水害にも対応できる避難所や、災害時の拠点として機能させます。

未来を見据えた新庁舎

- まちづくりの拠点の一つとして、市の活性化につなげていきます。
- 現庁舎敷地よりも広い敷地を、新たなニーズや災害対応、イベント等に活かします。
- 将来同一敷地内で庁舎の建替えが可能です。
- 人口集積地で、市内各所からのアクセス性に優れています。

体育館移転のメリット

- 既存の運動施設に体育館機能を加えることで、美濃加茂市唯一の総合公園として機能を強化します。
- 現在のプラザちゅうたいは老朽化により、建て替え等を検討する時期となっていますが、都市公園内に整備することで有利な国の補助金の活用を見込むことができます。

体育館移転の対応

プラザちゅうたいを解体して新庁舎を整備するため、新体育館を整備するまでの間に休館期間が発生します。体育館の休館期間については、できる限り短縮できるように努めます。また、休館期間中は、市内の施設や近隣自治体等の体育館をご利用いただくなど、体育館利用者の皆さんに配慮した対応に努めます。

新庁舎・新体育館の未来像(ビジョン)

みんなに
愛される庁舎

新庁舎の未来像

- 新庁舎では総合窓口等を設け、1か所で手続きが完了するような設計としています。
- 図書コーナーを併設することにより、多くの市民の方に利用される庁舎としています。
- 会議室を中高生のスタディルーム(勉強部屋)として開放していきます。

新体育館の未来像

- 前平公園(野球場、大型遊具)と一体的に活用できる、魅力ある体育館としています。
- 駐車場不足を解消していきます。
- 空調の効いた広いホールで活動できるようにしています。
- 体育館周辺にテナントを設けるなど、前平公園利用者の憩いの場としても活用していきます。

新庁舎や新体育館の未来像を具現化するためには、基本計画の策定が必要です。そのため、少しでも早く「美濃加茂市役所の位置を定める条例」を可決し、夢のあるまちづくりを進めていきましょう。

新庁舎整備Q & A

タウンミーティング等で市民の皆さんや市議会新庁舎建設特別委員会から多く寄せられたご質問についてお答えします！

Q 市の方針はどのようにして決まったのですか。

A 市民の皆さんからのご意見や市職員の声を確認し、市の総合政策会議を経て、プラザちゅうたいの位置を新庁舎の整備地にすることを市の方針として決定しました。総合政策会議とは、市長・副市長・教育長・各部長で構成され、市政の基本方針や重要施策等について政策的な方向性を判断する会議です。

Q 中央図書館はどうなりますか。

A 中央図書館は東図書館との統合を検討する時期となっているため、中央図書館敷地は駐車場用地として活用し、庁舎内に図書コーナーを設置することを見込んでいます。

Q プラザちゅうたい以外の候補地はどうなるのですか。

A 美濃加茂市のさらなる活性化のため、有効活用を図ります。

畜産研究所(前平公園)周辺

【体育館を整備するなど、総合公園としての機能をさらに充実】

・前平公園拡張の検討



大手町公園周辺

【民間活力導入も視野に入れ

大手町公園のリニューアルを推進】

・立地環境のよさを活かし、集客力アップ



他の候補地も
有効活用



新庁舎整備の最新情報はこち

<https://minokamochosha.jp>

発行者：美濃加茂市総務部新庁舎整備推進課



災害時にも
機能する体育館

新庁舎整備Q & A

Q 新庁舎と体育館を建て替えた時、市の財政の見込みは。

A 財政状況を判断する基準として、健全化判断比率や財政力指数、経常収支比率等、様々な指標が用いられています。その中で、財政の健全性を図るための指標である「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた「実質公債費比率」と「将来負担比率」の将来見込みについて、お答えします。
実質公債費比率及び将来負担比率は、現時点で想定される事業を見込みながら算定しております。現在の状況と比べて厳しい財政運営にはなりますが、それぞれの指標のピーク時でも、実質公債費比率では、地方債の発行が県知事から制限を受ける基準である18%や、将来負担比率では早期健全化基準である350%を超えない見通しです。プラザちゅうたいは築53年が経過しており、建て替え等を検討する時期となっています。体育館を都市公園内に建設すると、有利な国の補助金の活用を見込むことができます。市民の安心・安全の視点や、今後必要となるプラザちゅうたいの維持管理費用や更新費用、活用が見込める補助金などを総合的に考えると、このタイミングでの一体的な移転が効果的であると考えています。

4候補地を比較した
財政の詳細情報は、
下の二次元コードから
ご確認ください

実質公債費比率の見通し

※実質公債費比率

市の年間収入に対して、どれくらいの割合を借金の返済に充てているかを示す指標です。この比率は、一般的に15%が警戒ラインと言われており、18%以上になると地方債の発行に関して、県知事から制限を受けることになります。

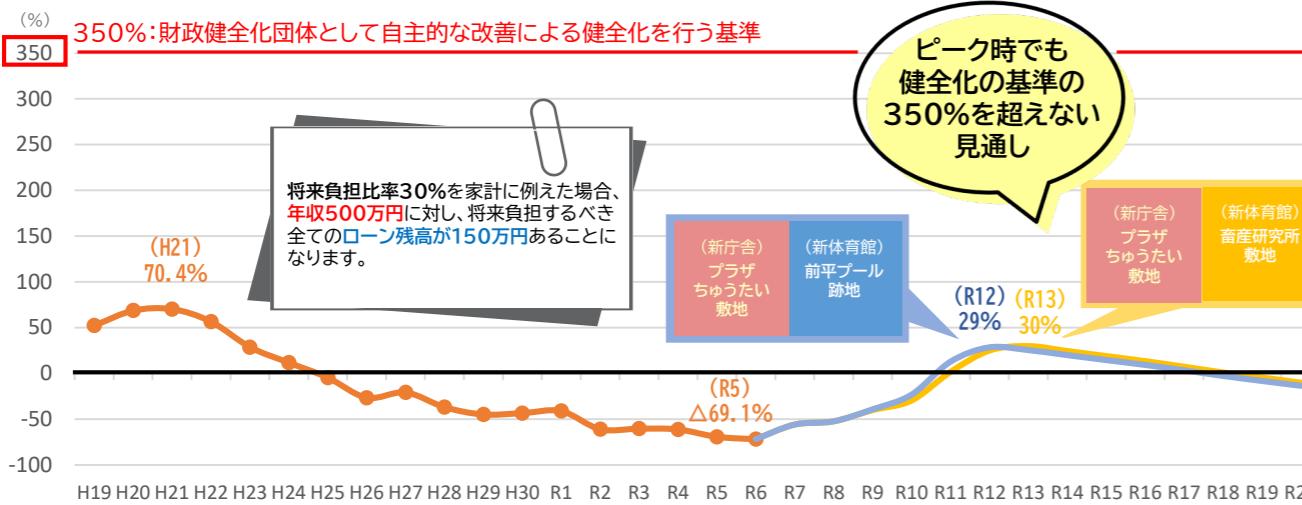


【基準等】
35%以上:財政再生団体として国等の関与による再生が行われる
25%以上:財政健全化団体として自主的な改善による健全化を行う
18%以上:起債時に県知事の許可が必要となる
15%以上:警戒ライン

将来負担比率の見通し

※将来負担比率

市の年間収入に対して、何倍の借金があるかを示す指標です。この比率が年間収入の3.5倍（比率では350%）以上になると「財政健全化団体」となり、自主的な改善努力による財政健全化を進めなくてはなりません。



- ※1. 見通しは、令和7年2月現在で把握している条件で算出しているため、今後の整備内容や、物価上昇、国等の制度変更等により大きく変わる場合があります。
- ※2. 新庁舎の建設費等は、令和6年11月27日作成「みんなの新庁舎 4候補地の情報資料」に掲載の事業費としています。
- ※3. 新体育館を「前平プール跡地」または「畜産研究所敷地」に建設する場合で想定した見通しです。建設場所は、体育館利用者の皆さんとの意見などを踏まえて今後決める予定です。

財政に関する情報の詳細はこちらから

URL: <https://minokamochosha.jp/report/report-5600/>



4候補地を比較した
財政の詳細情報は、
下の二次元コードから
ご確認ください

Q 水害が心配です。

A 昭和58年に発生した9.28災害の時と比較して、現在は堤防や護岸が整備されているほか、新丸山ダムの建設も進んでおり、水害への備えが進んでいます。また、事前に高台である文化の森に本部機能を移設することにより、市民の生命と財産を守る行動ができると考えています。

木曽川の堤防

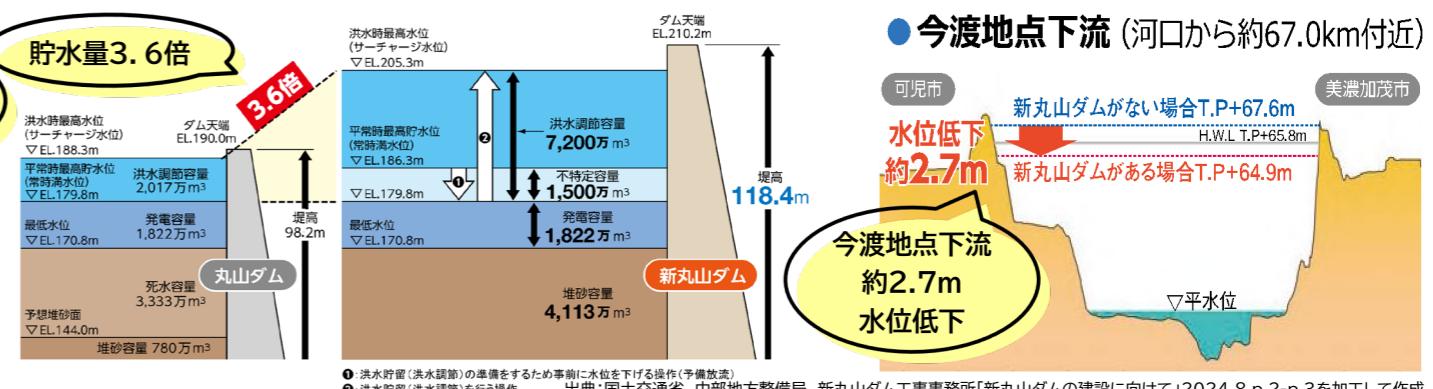
改修工事により木曽川の堤防や護岸を整備したこと、破堤等の危険性は低くなっています。

堤防などで
水害を抑制



新丸山ダムの建設

新丸山ダム建設により、丸山ダムの3.6倍の水を貯めることができます。新丸山ダムを建設することにより、木曽川で戦後最大となる被害をもたらした、昭和58年の9.28災害と同規模の洪水を安全に流下させることができ、大きな被害を受けた美濃加茂市、可児市付近の今渡地点下流で約2.7mの水位低下が見込まれ、河川氾濫による浸水被害をなくすことができます。現時点では、新丸山ダムは令和18年度に完成する見込みです。



新丸山ダムの詳細はこちらから(新丸山ダム工事事務所HP)
URL: <https://www.cbr.mlit.go.jp/shinmaru/>



Q これからどのように進めていくのですか。

A 現在は、市の方針として新庁舎の整備地を「プラザちゅうたい」の位置として決定している段階であり、正式決定している状態ではありません。
庁舎の位置は「地方自治法」により条例で定める必要があります。庁舎の位置を変更する場合は、市議会における出席議員の3分の2以上の同意が必要ですが、条例の改正案は令和7年3月19日に市議会定例会で否決されたため、市議会との協議を重ねていきます。

Q 新庁舎はいつ完成しますか。

A 令和7年3月に議決した場合、令和12年度から供用開始する予定でしたが、今後の市議会との協議で決めていきます。

令和4～6年度までの経緯

これまでの新庁舎整備事業の詳細は「みんなの新庁舎 ポータルサイト」(二次元コード)に掲載しています。

新庁舎の整備地に関する記者説明会資料(令和7年3月3日)はこちらから
URL: <https://minokamochosha.jp/report/report-5546/>



令和4年度までの経緯はこちらから
URL: <https://minokamochosha.jp/about/>



令和5・6年度の取り組みはこちらから

URL: <https://minokamochosha.jp/report/report-5598/>

- ・かわらばんvol.1 第1回市民ワークショップ
- ・かわらばんvol.2 第2回市民ワークショップ
- ・かわらばんvol.3 新庁舎の役割・コンセプトの決定/第3回市民ワークショップ
- ・かわらばんvol.4 市民4000人アンケート/新庁舎の機能・複数候補地の決定
- ・かわらばんvol.5 4候補地の新庁舎整備可能性調査結果

